

会費に関する規則

(昭和46年4月1日施行)

(昭和50年5月8日改訂)

(昭和55年4月1日改訂)

(昭和58年4月13日改訂)

(平成2年5月26日改訂)

(平成5年5月25日改訂)

(平成13年5月29日改訂)

第1条 入会金は入会が承認されたとき、その年度の会費とともに納入するものとする。

第2条 会費は毎年度を4月中に指定金融機関に払い込むものとする。

但し、直接納金も差し支えない。

第3条 入会金および会費は次の額とする。

1. 入会金

個人会員・団体・賛助会員とともに5,000円とする。

2. 会費(年額)

1. 会費はイコム本部会費に20%加えた額とする。

2. 会費は毎年3月下旬本部に一括送金する日のレートで請求するものとする。

3. 年度途中の入会については、入会金及び年会費とともに、本部への送金手数料・郵送料等を加えて請求される。

第4条 一旦納入した入会金および会費は返済しない。

第5条 イコム本部会費については、定められた額を会費のうちからあてるものとする。

第6条 この規定は昭和46年4月1日より施行する。